

札幌市公衆浴場指導要綱

（令和 5 年 3 月 30 日）
保健福祉局健康安全担当局長決裁

最近改正 令和 7 年 2 月 25 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）、札幌市公衆浴場法施行条例（平成 24 年条例第 47 号。以下「条例」という。）及び札幌市公衆浴場法施行細則（昭和 47 年規則第 69 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、公衆浴場における衛生水準の確保及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（許可の申請）

第 3 条 法第 2 条第 1 項の許可の申請は、省令及び規則に定めるほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 公衆浴場営業施設に係る土地、建物及び設備の設置場所の所有者と申請者が異なる場合は、その所有者の承諾書又は賃貸契約書の写し
- (2) 飲料水を供給する設備に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適している旨確認できる水質検査成績書の写し
- (3) 原水又は浴槽水に水道水以外を使用する場合は、それぞれが規則第 9 条に定める水質基準に合致している旨確認できる水質検査成績書の写し（施設が未稼働であり採水ができない場合、浴槽水の水質検査成績書を除く）
- (4) 電気浴器を使用する場合は、電気用品安全法の規定に基づく登録検査機関による適合性証明書の写し

2 法第 2 条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、その施設において、法、省令、条例、規則及びこの要綱の規定のほか、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものとする。

（施設全般）

第 4 条 入浴者（浴槽、シャワー又はサウナ室等を利用する者）が直接利用する場所の

床面は、不浸透性材料を用い、清掃に適する構造であること。

(排水)

第5条 浴槽やシャワーの湯水、かけ湯、清掃による排水等、公衆浴場の営業により発生する汚水は、全て公共下水道等に排出すること。

(温度)

第6条 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保つこと。

(換気)

第7条 脱衣室及び浴室は、空気中の二酸化炭素濃度を1500ppm以下、一酸化炭素濃度を10ppm以下に保つよう、換気を十分に行うこと。

(循環配管)

第8条 浴槽に循環配管を設ける場合にあっては、以下の措置を講じること。

- (1) 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- (2) 循環した湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。
- (3) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。

(ろ過器)

第9条 ろ過器を設置する場合にあっては、以下の措置を講じること。

- (1) 浴槽ごとに設置するよう努めること。
- (2) 1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
- (3) ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- (4) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (5) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- (6) ろ過方式は、砂式、珪藻土式又はカートリッジ式等の物理ろ過によるものと、生物浄化装置は設けないこと。

(水位計)

第10条 水位計を設ける場合にあっては、配管等を要しないセンサー方式とすること。ただし、やむを得ず配管が必要な方式とする場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすること。

(調節箱)

第11条 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

(貯湯槽)

第12条 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。

(飲料水)

第13条 飲料水の配管設備は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の4第2項第1号に規定する構造とすること。

(飲料水供給設備)

第14条 条例第5条第9号に規定する飲料水を供給する設備には、その付近の見やすい場所に飲用適の旨を表示すること。

(個室)

第15条 条例第6条第8号に規定する窓は、入浴の用に供する部分にいる者を視認できる構造とすること。やむを得ず浴室と脱衣室のしきりに腰壁を設ける場合には、その高さは浴室の床面から0.4メートル以下とすること。

(サウナ室)

第16条 サウナ室を設ける場合にあっては、以下の措置を講じること。

- (1) 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
- (2) 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- (3) 換気を十分に行うこと。

(露天風呂)

第17条 露天風呂を設ける場合にあっては、以下の措置を講じること。

- (1) 浴槽及び浴槽に付帯する屋外空間は、外部から見通せない構造とすること。ただし、周囲に当該空間を見通せる施設が無い等、風紀上支障ないと判断できる場合はこの限りでない。

- (2) 屋外には洗い場を設けないこと。
- (3) 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。
- (4) 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。

(日常の維持管理)

第18条 公衆浴場における衛生管理に必要な清掃、消毒及び点検等の基準は、条例第5条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 洗いおけ及び腰掛けは、毎日清掃し、1か月に1回以上消毒すること。
- (2) かけ湯を貯める槽は、毎日清掃し、1週間に1回以上消毒すること。
- (3) 浴室の排水口は、毎日清掃し、汚水を適切に排水すること。
- (4) 循環配管は、1年に1回以上生物膜の状況の点検を行い、過酸化水素等を用いた生物膜の除去及び消毒を行うこと。
- (5) サウナ室は、毎日清掃し、1か月に1回以上消毒を行うこと。
- (6) 露天風呂は、毎日清掃し、1か月に1回以上消毒を行うこと。
- (7) 飲用水を供給する受水槽、高置水槽は、1年に1回以上清掃すること。
- (8) 回収槽の内部は、1週間に1回程度清掃及び消毒を行うこと。
- (9) 還水管の内部は、1週間に1回程度洗浄及び消毒を行うこと。
- (10) 空気調和装置（フィルター等）、換気扇は、適宜清掃すること。
- (11) 排水設備（排水溝・排水管・汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等）は、適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち、1か月に1回以上消毒すること。
- (12) 便所は、毎日清掃し、防臭に努め、1か月に1回以上消毒すること。
- (13) (1)～(12)の他、施設内及び施設の周囲であって、利用客が直接使用する場所は、常に清潔を保つように毎日清掃し、1か月に1回程度消毒すること。
- (14) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水（湯）栓等が常に使用できるよう、毎日保守点検すること。
- (15) 浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行い、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又はモノクロアミン濃度の測定を少なくとも1日に3回以上、測定時間が等間隔になるように実施すること。また、測定は2～3時間毎に行うことが望ましいこと。
- (16) 電気浴器は、1か月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受けること。
- (17) ろ過器のろ材に砂を使用する場合にあっては、1年に1回以上点検を行い、必要に応じてろ材を交換すること。
- (18) 消毒装置は、以下のとおり管理すること。

ア 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

イ 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。

ウ 注入弁は、定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

(19) 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

(20) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、脱衣室、浴室、サウナ室、露天風呂、便所、排水設備は1か月に1回以上、その他の設備は6か月に1回以上点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

(水質検査)

第19条 条例第5条第13号に規定する管理にあたって、規則第9条第1号カ及び第2号エの項目については、札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領（平成19年保健福祉局長決裁）に定める回数以上、その他の項目については1年に1回以上の検査により確認を行い、結果を3年以上保存すること。

(自主管理)

第20条 営業者は衛生管理のため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 営業者は、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること。

(2) 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業者のうちから責任者を定めること。

(3) 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。

(記録の保存)

第21条 条例及び要綱に定める清掃、消毒、点検及び水質検査等の実施については、様式1～3もしくはこれに準じた様式により記録し、3年間保存すること。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日）

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。